

平成 21 年 6 月 11 日に行われた、勝浦市議会の議事録から

○議長（高橋秀男君） 次に、刈込欣一議員の登壇を許します。刈込欣一議員。

〔6 番 刈込欣一君登壇〕

○6 番（刈込欣一君） 議長にお許しをいただきましたので、通告しました鶴原荒川線の勝浦市鶴原坂ノ下 301 番 1 外に建設が計画されている産業廃棄物管理型最終処分場計画についてお聞きします。

この場所は、株式会社MMI から平成 20 年 7 月 28 日に千葉県に事前協議書が提出されたと聞きました。この付近は、平成 6 年に同様の計画がありましたが、平成 9 年 11 月 21 日に事前協議を取り下げました。そのときの会社、勝浦市ウエストサービス株式会社の代表取締役が今回の事業者、株式会社MMI の取締役の任についています。

この計画の付近は、ゴルフ場を囲んで別荘地を形成し、リゾートホテルや簡易保険宿泊施設があり、予定地のすぐ真下には開校 80 年以上となる武蔵大学、武蔵高校、武蔵中学の海浜学校があり、夏の海水浴期間は鍛練の場所となり、ほかの季節はセミナー施設として学生・生徒、大勢の人が研修等に利用しております。また、近くには清海小学校、保育所施設もあり、建設されると、大気汚染、悪臭、騒音等が非常に心配です。

計画地は海岸に接し、海に注ぐ川筋の水源地域でもあります。海岸は鶴原海岸、隣接する守谷海岸、吉尾海岸があり、鶴原・守谷海岸は、ともに平成 8 年に「日本の渚百選」に選定されたすばらしい海辺景色のある海岸です。守谷海岸においては、平成 13 年に「日本の水浴場 88 選」に、また平成 18 年に「快水浴場百選」にも選定されています。

鶴原海岸、吉尾海岸周辺には水産資源確保のため、禁漁区もあり、変化に飛んだリアス式海岸の磯根が続き、入江と海食崖の景勝地と知られる鶴原理想郷、東洋一の海中展望塔のある海中公園、海の自然を体験できる海の博物館、そして地球に残された最後の秘境へとダイビングスクールの開設などがあり、この周辺、一体が南房総国定公園に指定されており、自然と観光の宝庫であり、漁業の町でもあります。

このような自然の保護と環境の安全を守ることを後世に残し継続するのが私たちの使命と考えます。建設されることは、私たち周辺住民の生命や体に重大な被害を及ぼすおそれがあり、市の水産業、観光業に対する影響も甚大となると言わざるを得ません。

勝浦市において、過去には平成 6 年の鶴原地先の産業廃棄物最終処分場の計画、平成 10 年の部原地先の建設計画、そして平成 13 年の興津地先建設計画がありましたが、それぞれ住民の反対運動、また議会の決議書の提出等により、建設を断念し、実施に至っておりません。今回、鶴原の産業廃棄物管理型最終処分場建設については、前回以上の反対運動が展開されています。産業廃棄物管理型最終処分場建設反対地元の会も発足し、鶴原区長を会長に守谷、吉尾、各区長を副会長等としていろいろな活動を実施しています。

処分場建設絶対反対の看板を東急道路を中心にして、現在、12 カ所、17 枚を設置し、事業者へのアピールはもとより、自動車等で勝浦を訪れる人たちに産廃反対を理解してほしい

と実施しています。

また、署名運動の実施については、4地区の区長会を中心とした活動、また、漁業協同組合を中心とした活動、そして建設反対地元住民の会の活動等、大勢の方々の協力を得て展開しています。

平成20年9月には勝浦市議会定例会でいち早く反対の意見書を採択し、当時の堂本知事に提出しました。また、市長も平成20年9月、12月勝浦市議会定例会、また平成21年1月14日の産廃処分場反対地元の会との意見交換においても、明確に建設反対の意思表示をしていただきました。

平成21年1月20日には、県知事へ建設の設置許可をしないようにと、建設反対の会会員及び外記新勝浦漁業組合長に同行していただき、請願書を手交してきました。また、4月20日には株式会社MMIへ建設反対地元の会の反対決議書の手交、また、同時に近隣9軒の反対意思表示の手交も実施いたしました。勝浦市区長会、勝浦市環境市民会議、勝浦市環境審議会においても、それぞれ建設反対の意思を表明していただきました。

このように大勢の市民の皆様の応援が大きな力となっておりますが、しかし、建設にかかわる手続は着々と進んでいるのが実態です。

千葉県からは2月27日に意見照会が届き、県の現地調査を3月6日に実施し、市からの意見回答を5月28日に県へ提出したと聞きました。

そこで私は質問させていただきます。1として、勝浦市は今後、この問題に対してどのような取り組みをしていくか。2として、意見回答の内容を具体的に説明してください。6月9日に市長の行政報告のときに報告いただきましたが、いま一度、ご説明していただきたいと思います。

1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋秀男君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの刈込議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、勝浦市の今後、鵜原地区の産業廃棄物管理型最終処分場建設計画の問題に対する取り組みについてであります。本件に関しては議会初日の行政報告で経過等について申し上げたところでありますが、議員もご承知のとおり、平成20年7月28日付で本計画の事前協議書が提出され、同日に受け付けをした旨、千葉県廃棄物指導課から環境防災課に連絡があり、平成21年2月27日付文書により、同年3月6日に千葉県から廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第5条の規定により、勝浦市に対し意見の照会があり、同日に事業計画者より現地において事業計画の概要説明、現地確認を実施いたしま

した。

千葉県において受け付けし、勝浦市への意見照会までの約7カ月間につきましては、廃棄物指導課に対し、当計画の内容等の情報提供を逐次求め、情報の把握に努めてまいりました。

また、5月18日には、勝浦市環境市民会議、5月21日には勝浦市環境審議会を開催し、それぞれ建設反対の意見をいただいているところであります。

庁内におきましては、4月28日に関係課に対し、事業計画者から事業概要の説明を受け、当該事業計画に対する関係法令及び条例等の整合性について意見をまとめ、5月28日に千葉県廃棄物指導課に勝浦市としての回答書を提出いたしました。

なお、地域で行われている反対運動だけではなく、地域の環境保全上の特性を考慮し、一昨日の6月9日に千葉県知事に対し、事業計画に対する追加の意見書を提出したところでもあります。

今後におきましても、情報の収集、把握に努め、市民を初め、本施設の建設反対地元住民の会の皆さんと建設反対に努力してまいる考えであります。

次に、2点目の5月28日に千葉県へ提出した回答書の内容についてであります。これは議会初日の行政報告と重複する部分があると思いますが、その点はご了承願いたいと思います。

それでは、お答えを申し上げます。

これは千葉県の廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第5条に基づく意見照会でありまして、照会事項の1点目は、指導要綱第3条第3項に規定する土地利用計画及び環境保全に関する計画への適合状況について、2点目は、施設が立地する地域の環境保全上の留意点について、3点目は、法令及び条例等による勝浦市の所管に属する事務に係る手続等についての3項目でありまして、1点目の回答は、勝浦市総合計画（後期基本計画）における土地利用計画はないが、勝浦市地域環境総合計画では、市民が健全で良好な環境を享受でき、将来にわたり維持できるという長期的な視野に立った環境にかかわる施策を展開し、勝浦市観光基本計画においても、市民生活や地域環境問題を含め、観光振興施策体系の構築を目指している。

2点目の回答は、設置予定は総合保養地域整備法に基づく房総リゾート地区重点整備地区の区域内のほか、勝浦市のまちづくり方針で、自然と融和し、都市基盤整備に留意した計画的な整備を目的とした自然リゾート系複合ゾーン及び丘陵部斜面緑地ゾーンとしており、良好な緑地が現存し、その海岸線は風光明媚なリアス式海岸であり、鶴原理想郷や海中公園一帯は海岸特有の植物や磯など、自然観察フィールドとして活用されているだけでなく、漁業管理などによる豊富な水産資源を初め、海の自然の豊かさを確保するために、特に配慮した取り組みが行われており、建設予定地80の上流丘陵の近隣部にはゴルフ場を備えたリゾートタウンが形成され、下流域には全国有数の海水浴場を初め、本市を代表する

観光施設があるなど、本市においては豊富な観光資源と水産資源の宝庫であり、それら基幹産業の保護、育成を積極的に推進しているが、計画される施設の耐震性については何ら対策が考慮されておらず、地震発生時における対策も何ら示されていないため、地震発生時において施設が破損した場合、有害物質の浸出水による地下浸透への影響や、近隣の学校保養施設、保育所や小学校があり、粉じんの飛散及び悪臭等による人体への影響も懸念され、本市において当該計画は好ましい施設とは認めがたい。

3点目の回答は、国土利用計画法、都市計画法、森林法、小規模埋め立て等による土壤汚染及び災害の発生の防止に関する条例、農地法等の許可申請等に係る事務手続をすることの回答といたしました。

以上で刈込議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（高橋秀男君） ほかに質問はありませんか。刈込欣一議員。

○6番（刈込欣一君） 2回目の質問をさせていただきます。今度、各論に入っていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく明快なお答えをいただきたいと思っております。

最初に、勝浦市は観光が重要な位置を占めている、これは皆さん、全く承知のことだと思っております。

観光は環境業とも言われるゆえんであると思っております。海と緑の輝くまち勝浦という基本テーマに沿って、海をきれいにし、観光する場所をつくる、線をつなげ、面としてと、これはこの前の会議で私が聞いた言葉ですが、面として大きく広げることは大事だと思う。私もそのとおりだと思っております。

そして、その中に、黒い星と言ったら語弊があるかも知れないですけど、このような産業廃棄物処分場をつくるというのは、私の考え、皆さんも同じだと思うんです。もってのほかだと思っております。これについて、観光についてどのような影響があるかをお聞きしたいと思っております。まず1点目。

2点目は、廃棄物処理場の中に農地、田んぼ、畑等がまだ点在しているというか、契約は峰岸さんのものになっちゃってるようなものなんですけど、いまだに農地のままだというようにお話を聞きましたので、その田んぼ、農地転用について教えていただきたい。

3点目なんですけど、先ほど市長がおっしゃった事業概要の説明についてなんですけど、これを各課で受けたと思うんですけど、そここのところ2点ばかり、私の感じたことというより、これはおかしいなというところがありましたので、こういうことが問題にならなかったのかどうか、そこら辺のところを聞きたいと思っております。

まず、第1点目ですけど、立地条件のことなんですけど、ここに書いてあるのは、景観として施設所在地は圏央道木更津インターから車で約1時間の距離にあり、市道鵜原荒川線に面しており、高低差及び樹木により、ここなんです。高低差及び樹木により周辺地域

から施設所在地を見ることはできないので、景観を害することがないというふうとうたっています。

これは鶴原の住民、また、あそこの東急の人たち、簡保の人たち、これは一目瞭然で、今、あそこの屋上から見ると鶴原の湾からずうっと見えるわけですね。それが見えないというのはどういうことか、ちょっとわからない。ここら辺のことが今まで問題に出てこなかったのか。みんな聞いちゃったのかなということなんで、この場所について、どういうことがあるか、教えていただきたい。

もう一点は、あとは薬物が基準値以下とか何とかとうたってあるんで、これは私たちの考え方、また勉強した中から言うと、全くクエスチョンということがありますので、そこにはかかわりません。

それと、5、維持管理の中の(2)なんですけど、これを読ませていただきますと、浸出水処理施設から放流される水の水質は、千葉県の実綱に定められた排水基準を大きく下回る値を目標値にして管理します。また、放流水が鶴原湾に流れ込んだ際にも、環境に影響を及ぼさないような目標値を設定して水処理を実施します。鶴原湾では放流水が海水によりさらに希釈されというのかな、薄められると。薄められるなら、何でこういう水を流すのか。さらにひどいのは、希釈された放流地点から50メートル沖に出ると、すべての測定項目で目標値以下になりますので、本最終処分場の稼働により、鶴原湾の海水に悪影響を及ぼすことはありません。ここなんです。私の一番気になるのは、この50メートル沖に出るとすべての測定項目が目標値以下になると書いてある。鶴原で海水浴に来る人は、50メートル先を泳いでないですね。ですから、この50メートルへ先へ行って薄められても意味が何もない。ボートに乗って50メートル先へ行って泳ぐかって、とんでもない話。ですから、これは何を意味しているのか全然わからない。

そして、この放流水が西ノ谷川、鶴原には海に流れ込む川は3本あります。東側の海水浴場、真ん中の苗代川、それとこの西ノ谷川、今度該当するのは西ノ谷川なんですね。ただ、苗代川、私たちも小さいとき、あそこにウナギをとりに行ったり、フナを釣りに行ったり、ギンヤンマ、オニヤンマ、そういうトンボをとりに行ったりしていたんですね。ところが、この苗代川が全く汚くなった。今は何もいません。いるのは、この前、児安議員がおっしゃったような、あの川と同じようなイナッコだけ。それはどうしてかという、上のほうに大きなゴルフ場とか、そういうのが関係してるんじゃないかなというふうに推察できる。

今度の西ノ谷川にこれが直接流れてきたら、どのようになるか。押して知るべしだと思うんですね。この西ノ谷川というのは勝浦市の管理している河川というお話も聞いていますので、この放流水をこの川に流せないような手だてはないものか、そこら辺のところを聞きたいと思います。

以上、2回目の質問とさせていただきます。お願いいたします。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。最初に、近藤観光商工課長。

○観光商工課長（近藤勝美君） 観光に対する影響ということで、産業廃棄物の最終処分場は勝浦市の観光業にどのような影響が起こるかのご質問でございます。産業廃棄物処理場は、南房総国定公園内の風光明媚な海岸、鵜原海岸、守谷海岸、吉尾海岸などが近いこと。また、当該施設の下流地域には日本の渚百選に選定されている鵜原・守谷海水浴場や鵜原理想郷、海中公園など、勝浦市を代表する観光施設があり、この地域の持つ自然環境豊かな勝浦市の海洋観光の中心的な観光地としてのイメージを著しく損ない、観光客の減少を招く等の影響が懸念されます。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、関農林水産課長。

○農林水産課長（関 重夫君） それでは農地の関係でお答え申し上げます。産業廃棄物の最終処分場の計画予定地内に地目上、田と畑が現在ございます。田につきましては、13筆、面積が5,516平方メートルになります。畑につきましては、5筆で755平米となっております。現在、条件つき所有権移転の仮登記となっておりますので、今後、この最終処分場の計画を遂行するに当たりましては、農地法第5条の規定に基づきまして、農地転用の許可申請手続が必要になるということでございます。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、酒井環境防災課長。

○環境防災課長（酒井 明君） それでは、お答えいたします。1点目の景観を害するのではないかと質問なんですけども、先ほど市長答弁の中にもありましたけども、上流域にありますリゾートタウン方向からの景観を考えますと、何らかの影響が出てくるのではないかと考えております。次に、放流水の基準値並びに沖合50メートルでの目標値以下というような件でございますけども、その件に関しましては4月28日に開催いたしました事業計画者による庁内関係課への事業概要説明会におきまして同様の疑問が生じたわけがあります。その際に説明を求めましたところ、事業計画者はあくまでも浸出水処理施設から放流水の水質は、すべて目標値以下である。事業概要に記載されている意味は、沖合30から50メートル地点での海水と同程度に希釈される意味であり、環境計量士を常駐させ、科学的管理を行うというような説明でありました。放流水に限らず、疑わしい有害物の流出や飛散等が絶対にあってはならないと考えており、水質汚濁防止法においては基準に適合しない排水を排水するおそれがあるときは、排水処理方の改善及び一時停止を都道府県が埋めることができるとされておりますので、浸出水処理施設だけでなく、施設全体の維持管理について監視を徹底するように、千葉県に対し強く求めてまいりたいと考えてお

ります。

次に、排水の関係でありますけれども、事業計画者側ではきちんとした構造物で施工するという説明があったわけでございますけれども、その辺に関しましては関係課とよく協議してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） 午後2時15分まで休憩いたします。

午後1時57分 休憩

---

午後2時15分 開議

○議長（高橋秀男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。刈込欣一議員。

○6番（刈込欣一君） 最後の質問というか、またお願いという部分がありますので、そこら辺のことをお話ししていきたいと思えます。

最初に、先ほどの立地条件の中なんですけど、場所も悪いし、あそこは北風、南風が学校のほうから向かってくると、海からだとか南風、山からだとか北風ということで通り道になります。そうすると、そこら辺の大気汚染で非常に厄介な部分になりますので、まずこの立地条件からだめだというふうに考えていただければなと思えます。

それと、この鵜原の立地なんですけど、鵜原では今から440年前、上総の漁場が北へ北へと進む時代があったというんですけど、その当時の柴代奎衛門さんという人がいるんですけど、その柴代奎衛門さんというのは、清海小学校のすぐ隣の大きなおうち、この方が先頭になって、このときに相葉、宇佐美、君塚、吉野、保呂田、海老根、浅野、こういう方々を連れてきて、その鵜原の漁業をつくったというような大きな話があります。

ですから、その人たちにも、もしここができちゃったら、先祖に申しわけないという部分もあります。これからの子供たちについても、生活とか危惧するものがありますので、私も反対の会の一人の理事としてお話を聞くんですけど、その中にもこういうものじゃなくて、ほかのものに転用して、一緒になってできるようなものというようにお話をすることもいらっしゃいますので、そこら辺のところを、もし行政のほうで、そういうまた事業者と話し合う機会があったら、そういう提案もしていただきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

それと、私、この勝浦市の環境白書2007、平成20年3月31日に発行したという中で、ここに勝浦市環境保全条例というものがあるんです。私もこういう機会がなければ、なかなか目を通さなかったと思うのですが、目を通した中で、目的は、本条例は生活環境の保

全等に関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、また公害防止のための規制を行うことにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としますと、こういうふうとうたっております。

責務として、市は環境の保全を図るため、地域の自然社会的条件に応じた施策を策定し、実施し、また環境の状況、その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供しますというふうとうたっております。

また、事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、または自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講じ、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を要しますと。

また、市民については、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努め、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるものとしますと、このようにうたっております。

ですから、事業者も私たちも市も一体になって、こういう環境をよくしようと。端的にはそういうことだと思っております。ですから、今回の件については、なかなか鶴原市民も、勝浦じゅうの人たちも納得しないようなことなので、私たちも事業者にお会いします。また、行政のほうでも、ぜひそういうときがありましたら、機会あったらいろいろお話ししていただきたいというのが会のほうの願いでもありますので、ひとつよろしく願いいたします。

また、千葉県には千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例というものがあります。これが平成 20 年 3 月 28 日に公布し、施行日が平成 20 年 4 月 1 日、ですから、できたばかりの条例なんですね。これを読ませさせていただきますけど、条例の前文で「私たちの住む房総は、黒潮と親潮とが交わる太平洋に面する広大な砂浜や変化に富んだ海岸を背に、たおやかな丘陵とのびやかな台地が広がり、水と緑の彩り豊かな様相を見せている。また、歴史や文化が織り成す様々なまちなみ、人と自然との営みが調和しつつ維持されてきた田園や里山等が形づくられている。」、こういう文がありまして、最後は、「そこで、良好な景観の形成について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、県民一人ひとりが誇りと愛着を持つことのできる景観を実現するという目的を達成するため、ここに千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例を制定する。」と、このようにうたっております。

確かに私たちのところも親潮、黒潮等の交わる本当にすばらしいところです。そういうことがありますので、そこら辺、よく考えていただいて、こういう条例から環境をよくするということができると思います。私たちも一生懸命やります。これは私たちの要望になりますので、行政の皆さん、また、議員の皆さん、これから私ども一生懸命やりますので、ひとつよろしくご指導いただければと思います。お願いいたします。以上で終わります。

○議長（高橋秀男君） これをもって一般質問を終結いたします。